

## 6. 職員のサービスの状況

### 服務に関する基本原則

地方公務員には、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力を挙げて職務に専念しなければならない根本基準のほか、次のような義務が定められています。

- ①法令や上司の職務上の命令に従う義務
- ②信用失墜行為の禁止
- ③秘密を守る義務
- ④職務に専念する義務
- ⑤政治的行為の制限
- ⑥争議行為などの禁止
- ⑦営利企業などの従事制限

## 7. 退職職員の再就職の状況

退職時の役職	再就職者数	
	H30退職者	R1退職者
部長級	2	0
次長級	0	1
課長級	1	0

※平成30～令和元年度に退職した者のうち、営利企業などに再就職した者の数を計上しています。

## 8. 職員の福祉や利益の保護の状況

### (1) 職員の福祉の状況

- ◆職員の健康診断の実施
- ◆市町村職員共済組合・市職員互助会による事業の実施

### (2) 育児休業の取得状況（令和元年度）

	新たに育児休業の対象となった職員	
	うち取得者	
男性職員	14	2
女性職員	14	14
計	28	16

※育児休業（無給）は、育児にかかる子が満3歳になるまで取得できます。

### (3) 利益の保護の状況（令和元年度）

内 容	件 数
職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する措置の要求	0
職員に対する不利益な処分についての不服申立て	0

## 9. その他

特別職の報酬などの状況（令和2年度）

区 分	給料（報酬）月額など
市 長	925,000円
副 市 長	744,000円
常勤監査委員	506,000円
教 育 長	674,000円
議 長	506,000円
副 議 長	460,000円
議 員	431,000円
期末手当（年間）	3.4月分

※ホームページにも掲載していますので、ご確認ください。

## 3. 職員の研修と人事評価の状況

### (1) 職員研修の実施状況（令和元年度）

研修体系を『自己啓発』『職場内研修』『職場外研修』に区分し、職員の資質と能力の向上を目指して計画的に実施しています。

#### 『自己啓発』

職員の能力開発の一環として、意欲ある職員の自己啓発を推進・助成することを目的としています。

#### 『職場内研修』

職場内研修担当者を中心として、自由に提案や意見を出しやすい雰囲気づくりを行い、職場内研修を活性化し、職員の意識改革を促し、学習意欲を引き出すことを目的としています。

#### 『職場外研修』

人事課が実施する研修として『集合研修』と『派遣研修』の2種類に分けて行っています。

『集合研修』では、「新規採用職員」「中級職員」「管理監督職員」などが、それぞれの階層に必要な知識・能力を習得します。

『派遣研修』では、中堅職員として必要な専門知識・技術を習得し、さらには国や県などにおける先進的な行政手法を学び、行政職員の資質・能力の向上を図ることを目的としています。

### (2) 人事評価の実施状況（令和元年度）

人事評価は、職員の能力開発などの人材育成を主な目的として、毎年、全職員を対象として実施しています。評価については、発揮された能力を客観的に評価する能力評価と、設定された目標の達成度により評価する業績評価に分けて実施しています。

## 4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1) 勤務時間、休憩時間、週休日の状況

◆1日の勤務時間7時間45分、1週間の勤務時間38時間45分

勤務時間	休憩時間	週 休 日
8:30～17:15	12:00～13:00	土曜日・日曜日

※博物館などの教育施設は除きます。

### (2) 休暇制度の概要

休暇の種類	付 与 要 件	付与日数
年 次 有 給 休 暇	職員の請求時	年20日を限度に付与
病 気 休 暇	職員の負傷・疾病による療養	必要と認める期間(90日以内)
結 婚 休 暇	結婚式などの行事	5日以内
産 前 休 暇	8週間(多胎妊娠14週間)以内に出産予定	出産日までの請求期間
産 後 休 暇	女性職員が出産した場合	8週間
育 児 休 暇 ※1	生後満1歳に達しない子の育児	1日2回・各々30分
親 族 の 死 亡 休 暇	親族の死亡	1日～7日
夏 季 休 暇	6月～9月の期間における休暇	5日
子 の 看 護 休 暇	中学校就学前の子の看護	年5日(中学校就学前の子が2人以上の場合は10日)以内
組 合 休 暇	許可を得て職員団体の業務に従事	年30日以内(無給)
介 護 休 暇	家族の介護を行う	6カ月を超えない範囲(無給)

※1 労働基準法第67条における「育児時間」と同じ制度です。

## 5. 職員の分限・懲戒処分の状況（令和元年度）

	処 分 (事 由)	件 数
分限処分	休職(私傷病等)	35
懲戒処分	免職・減給等	1

## 令和2年4月1日現在

# 市職員の給与と人事管理の状況をお知らせします

八代市職員の給与は、国家公務員に準じ、市議会の議決を経て決めています。

また、人事管理については、適正な人員管理を行うとともに採用試験や職員研修を実施しています。

問 合 せ：人事課 ☎33-4102  
Eメール：jinji@city.yatsushiro.lg.jp

## 2. 職員の給与の状況

### (1) 職員の初任給の状況（一般行政職）

区 分	八 代 市	国
大 卒	182,200円	182,200円
短 大 卒	163,100円	163,100円
高 卒	150,600円	150,600円

### (2) 職員の平均給与月額と平均年齢の状況（一般行政職）

平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
325,945円	355,999円	43.8歳

※平均給与には扶養手当、通勤手当などを含み、期末・勤勉手当は含みません。

### (3) 職員手当の状況

区 分	八 代 市	国
扶養手当	配偶者…6,500円 子…1人10,000円 その他の扶養親族…1人6,500円	同 じ
通勤手当	◆自動車などを利用する場合 距離に応じて2,000円～31,600円 ◆JRなどを利用する場合 運賃に応じて55,000円まで支給	同 じ
住居手当	◆借家の場合 家賃に応じて27,000円を限度に支給	異なる

### (4) 退職手当の状況（令和2年3月31日現在）

勤務年数	八 代 市		国	
	支 給 率 (月数)	支 給 率 (月数)	支 給 率 (月数)	支 給 率 (月数)
勤務20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤務25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤務35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
平均支給額 (平均勤務年数)	84千円 (1年9月)	19,040千円 (34年4月)		

※平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額です。

### (5) 職員給与費の状況

(普通会計決算：平成29年度～令和元年度)

年度	普通会計職員数(A)	給 与 費：普通会計			
		給 料	職員手当など	期末・勤勉手当	計(B)
H29	962人	3,605,418千円	559,935千円	1,420,367千円	5,585,720千円
H30	987人	3,596,196千円	539,672千円	1,451,282千円	5,587,150千円
R1	981人	3,706,521千円	616,455千円	1,502,463千円	5,825,439千円
増減	19人	101,103千円	56,520千円	82,096千円	239,719千円

注1)「地方財政状況調査表」より。

注2) 職員手当などには退職手当、児童手当を含みません。

注3)「増減」は平成29年度と令和元年度を比較した数値です。

注4) 決算額には再任用職員を含みますが、職員数には当該職員は含まれていません。

## 1. 職員の任免と職員数の状況

### (1) 職員採用の状況

区 分	試験の程度	令和2年度 (人)
競争試験	事務職	大卒程度 9 高卒程度 3
	技術職	大卒程度 7 高卒程度 1
	学芸員	大卒程度 0
	保育士	短大卒程度 4
	精神保健福祉士	大卒程度 1
	保健師	大卒程度 2
	幼稚園教諭	短大卒程度 0
	民間企業等経験者	— 0
	任期付職員	— 0
	合 計	
選 考		1
合 計		28

※「採用」は前年4月2日から当年4月1日までの数を計上しています。

### (2) 職員退職の状況

区 分	令和元年度 (人)
定 年 退 職	23
早 期 退 職	4
普 通 退 職	6
合 計	33

※「退職」は前年4月1日から当年3月31日までの数を計上しています。

### (3) 部門別職員数の状況（各年度4月1日現在）(人)

部 門	職 員 数					H17からの増減
	H28	H29	H30	H31	R2	
議 会	10	10	10	10	10	▲8
総 務	236	256	261	264	265	▲22
税 務	63	67	65	71	71	▲17
民 生	170	168	170	179	178	▲29
衛 生	70	70	71	70	70	▲15
労 働	0	0	0	0	0	▲4
農林水産	102	103	103	104	105	▲15
商 工	37	37	38	46	44	12
土 木	100	99	102	101	110	▲14
教 育	151	144	147	149	135	▲74
水 道	19	18	14	15	14	▲4
下 水 道	34	33	33	32	32	▲7
そ の 他	91	85	86	52	51	▲48
合 計	1,083	1,090	1,100	1,093	1,085	▲245

※平成17年4月1日から令和2年4月1日までに245人削減しています。